

表1 技術者有資格コード表（一般建設業）

項番64、74「建設工事の種類」に記入するコード	必要書類
1 建設業法第7条第2号「イ」該当	卒業証明書+様式第9号「実務経験証明書」
4 建設業法第7条第2号「ロ」該当	様式第9号「実務経験証明書」
7 建設業法第7条第2号「ハ」該当	技術検定合格証明書等の資格証明書（+資格によっては、様式第9号「実務経験証明書」）

※監理技術者資格者証を提出した場合は、実務経験証明書の提出は不要です。

コード:項番65「有資格区分」に記入する数字

※印、○印が付記された資格については、次ページ下部の注釈を参照。

コード	資格区分 [合格後必要な実務経験年数]	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	シ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号「イ」該当 (指定学科卒業後3年又は5年の実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号「ロ」該当 (10年以上の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法 合格証明書	11 一級建設機械施工管理技士	7				7								7																	
	12 二級建設機械施工管理技士(第1種～第6種)	7				7							7																		
	13 一級土木施工管理技士*1	7			7*	7	7	7*			7*	7	7*	7	7				7	7*		7*			7*	7	7*	7			
	1H 一級土木施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*						7*	7*		7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*	
	14 二級土木施工管理技士(土木)*1	7			7	7	7	7			7	7	7	7					7	7		7			7	7	7	7	7	7	
	1J 二級土木施工管理技士補(土木)				7	7	7	7			7	7	7	7					7	7		7			7	7	7	7	7	7	
	15 二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)				7	7	7	7			7	7	7	7					7	7		7			7	7	7	7	7	7	
	1K 二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)				7	7	7	7			7	7	7	7					7	7		7			7	7	7	7	7	7	
	16 二級土木施工管理技士(薬液注入)				7	7	7	7			7	7	7	7					7	7		7			7	7	7	7	7	7	
	1L 二級土木施工管理技士補(薬液注入)				7	7	7	7			7	7	7	7					7	7		7			7	7	7	7	7	7	
	20 一級建築施工管理技士*1	7	7	7	7	7	7				7	7	7						7	7	7	7*	7				7	7*	7*	7*	
	2C 一級建築施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*							7*	7*	7*	7*	7*	7*				7*	7*	7*	7*
	21 二級建築施工管理技士(建築)*1	7	7	7	7	7	7				7	7	7						7	7	7	7	7	7				7	7	7	7
	22 " (躯体)*1				7	7	7	7			7	7	7						7	7	7	7	7	7				7	7	7	7
	23 " (仕上げ)				7	7	7	7			7	7	7						7	7	7	7	7	7				7	7	7	7
	2D 二級建築施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7						7	7	7	7	7	7				7	7	7	7
	27 一級電気工事施工管理技士									7												7*									7*
	2E 一級電気工事施工管理技士補																					7*									7*
	28 二級電気工事施工管理技士									7												7									7
	2F 二級電気工事施工管理技士補																					7									7
	29 一級管工事施工管理技士										7		7*	7*	7*							7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*
	2G 一級管工事施工管理技士補												7*	7*	7*							7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*
	30 二級管工事施工管理技士										7		7	7	7							7	7			7	7	7	7	7	7
	3A 二級管工事施工管理技士補												7	7	7							7	7			7	7	7	7	7	7
	31 一級電気通信工事施工管理技士																														7
	32 二級 "																														7
	33 一級造園施工管理技士					7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*								7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*
	3D 一級造園施工管理技士補					7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*								7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*
	34 二級造園施工管理技士					7	7	7	7			7	7	7								7	7			7	7	7	7	7	7
	3E 二級造園施工管理技士補					7	7	7	7			7	7	7								7	7			7	7	7	7	7	7
	建築士法 免許証	37 一級建築士		7	7				7			7	7									7									
		38 二級 "			7	7			7			7											7								
		39 木造 "				7																									
技術士法 登録証	41 建設・総合技術監理(建設)*2		7			7			7			7	7												7					7	
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)		7			7			7			7	7	7											7					7	
	43 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		7			7																									
	44 電気電子・総合技術監理(電気電子)								7																7						
	45 機械・総合技術監理(機械)																								7						
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・ 総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)											7												7							
	47 上下水道・総合技術監理(上下水道)											7																		7	
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・ 総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)											7																		7	
	49 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		7			7																		7							
	50 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																													7	
	51 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		7			7																								7	
	52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学)											7																			
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)											7																		7	
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)											7																		7	

コード	資格区分 [合格後必要な実務経年数]	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
電気 事業法	免	55	第一種電気工事士						7																							
		56	第二種 " [3年]						7																							
		58	電気主任技術者(第1種～第3種)[5年]						7																							
電気通信 事業法	免	59	電気通信主任技術者[5年]																				7									
		35	工事担任者*3[3年]																				7									
水道法	免	65	給水装置工事主任技術者[1年]						7																							
		68	甲種消防設備士																										7			
消防法		69	乙種 "																									7				
		71	建築大工(1級)(2級*4)		7																											
職業能力 開発促進法	合格証明書	64	型枠施工(1級)(2級*4)		7	7																										
		72	左官(1級)(2級*4)			7																										
		57	とび・とび工(1級)(2級*4)				7																								7	
		73	コンクリート圧送施工(1級)(2級*4)				7																									
		66	ウェルポイント施工(1級)(2級*4)				7																									
		74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)(2級*4)							7																						
		75	給排水衛生設備配管(1級)(2級*4)							7																						
		76	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工(1級)(2級*4)							7																						
		70	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)(1級)(2級*4)						7	7							7															
		77	タイル張り・タイル張り工(1級)(2級*4)								7																					
		78	築炉・築炉工(1級)(2級*4)・れんが積み								7																					
		79	ブロック建築・ブロック建築工・ コンクリート積みブロック施工(1級)(2級*4)					7			7																					
		80	石工・石材施工・石積み(1級)(2級*4)					7																								
		81	鉄工(選択科目「製缶作業」 又は「構造物鉄工作業」)・製缶(1級)(2級*4)									7																				
		82	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て 作業」)(1級)(2級*4)										7																			
		83	工場板金(1級)(2級*4)														7															
		84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・ 板金工「建築板金作業」(1級)(2級*4)					7									7															
		85	板金・板金工・打出し板金(1級)(2級*4)														7															
		86	かわらぶき・スレート施工(1級)(2級*4)					7																								
		87	ガラス施工(1級)(2級*4)															7														
		88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)(2級*4)																7													
		89	建築塗装・建築塗装工(1級)(2級*4)																7													
		90	金属塗装・金属塗装工(1級)(2級*4)																7													
		91	噴霧塗装(1級)(2級*4)																7													
		67	路面標示施工																7													
		92	畳製作・畳工(1級)(2級*4)																		7											
		93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・ 床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)(2級*4)																		7											
		94	熱絶縁施工(1級)(2級*4)																				7									
		95	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・ カーテンホル施工・キッシ施工(1級)(2級*4)																											7		
		96	造園(1級)(2級*4)																							7						
		97	防水施工(1級)(2級*4)																		7											
		98	さく井(1級)(2級*4)																										7			
		民間 資格		61	地すべり防止工事[1年]				7																				7			
				40	登録基礎ぐい工事				7																							
				62	建築設備士[1年]						7	7																				
				63	計装(1級)[1年]							7	7																			
	60	解体工事																											7			
	36	基幹技能者*7	※各業種に対応する登録基幹技能者講習については、57ページを御参照ください。																													
その他	99	上記コード11～98に該当しないもの ※実務経年要件緩和、大臣特別認定、専修学校卒業等が該当	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		

- ※ 資格区分の欄の資格名に続けて[年数]が記載されている場合、当該資格取得後に記載年数の実務経験が必要です。
- \*1 解体工事については、平成27年度までの合格者に対しては、合格後、**解体工事に関する実務経験1年以上**又は**登録解体工事講習の受講**が必要です。
  - \*2 解体工事については、合格後、**解体工事に関する実務経験1年以上**又は**登録解体工事講習の受講**が必要です。
  - \*3 「総合通信」の資格者証、又は「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」両方の資格者証の交付を受けた者に限ります。また、令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
  - \*4 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上(平成16年4月1日時点で合格していた者は合格後1年以上)の実務経験が必要です。
  - \*5 「7※」とある箇所については、左記の資格区分に合格した後、その建設業の種類について**3年以上の実務経験**を有することが必要です。
  - \*6 「7○」とある箇所については、左記の資格区分に合格した後、その建設業の種類について**5年以上の実務経験**を有することが必要です。
  - \*7 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。

表2 技術者有資格コード表（特定建設業）

項番64、74「建設工事の種類」に記入するコード	必要書類
2 建設業法第7条第2号「イ」及び第15条第2号「ロ」該当	卒業証明書+様式第9号「実務経験証明書」+様式第10号「指導監督の実務経験証明書」
5 建設業法第7条第2号「ロ」及び第15条第2号「ロ」該当	様式第9号「実務経験証明書」+様式第10号「指導監督の実務経験証明書」
3 建設業法第15条第2号「ハ」該当(同号「イ」と同等以上)	
6 建設業法第15条第2号「ハ」該当(同号「ロ」と同等以上)	国土交通大臣の認定書+監理技術者講習受講証明書(認定後全てのもの)
8 建設業法第7条第2号「ハ」及び第15条第2号「ロ」該当	技術検定合格証明書等の資格証明書(+資格によっては実務経験証明書)+様式第10号「指導監督の実務経験証明書」
9 建設業法第15条第2号「イ」該当	技術検定合格証明書等の資格証明書

※監理技術者資格者証を提出した場合は、実務経験証明書の提出は不要です。

コード:項番65「有資格区分」に記入する数字

※印、○印が付記された資格については、次ページ下部の注釈を参照。

コード	資格区分 [必要な実務経験年数]	建設業の種類 ※太枠は指定建設業																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号「イ」該当	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
02	法第7条第2号「ロ」該当	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
03	法第15条第2号「ハ」該当(同号「イ」と同等以上)	3	3						3	3		3													3							
04	法第15条第2号「ハ」該当(同号「ロ」と同等以上)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
建設業法 合格証明書	11 一級建設機械施工管理技士	9				9								9																		
	12 二級 " (第1種~第6種)					8																										
	13 一級土木施工管理技士*1	9		8*	9	9	8*		8*	9	8*	9	9				9	8*		8*			8*		8*		9	8*	9			
	1H 一級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*		8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*		8*			8*		8*		8*	8*	8*	8*		
	14 二級土木施工管理技士(土木)*1			8	8	8	8		8	8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	1J 二級土木施工管理技士補(土木)			8	8	8	8		8	8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	15 二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)			8	8	8	8		8	8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	1K 二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)			8	8	8	8		8	8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	16 二級土木施工管理技士(薬液注入)			8	8	8	8		8	8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	1L 二級土木施工管理技士補(薬液注入)			8	8	8	8		8	8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	20 一級建築施工管理技士*1	9	9	9	9	9	9		9	9	9			9	9	9	9	9	9	9	9	8*	9				9	8*	8*	8*	9	
	2C 一級建築施工管理技士補			8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	
	21 二級建築施工管理技士(建築)*1			8	8	8	8	8		8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	22 " (躯体)*1			8	8	8	8	8		8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	23 " (仕上げ)			8	8	8	8	8		8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	2D 二級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8			8	8		8	8		8			8		8		8	8	8	8		
	27 一級電気工事施工管理技士								9													8*								8*		
	2E 一級電気工事施工管理技士補																					8*								8*		
	28 二級電気工事施工管理技士																					8								8		
	2F 二級電気工事施工管理技士補																					8								8		
	29 一級管工事施工管理技士									9		8*	8*	8*								8*	8*				8*	8*	8*	8*		
	2G 一級管工事施工管理技士補											8*	8*	8*								8*	8*				8*	8*	8*	8*		
	30 二級管工事施工管理技士											8	8	8								8	8				8	8	8	8		
	3A 二級管工事施工管理技士補											8	8	8								8	8				8	8	8	8		
	31 一級電気通信工事施工管理技士																								9							
	32 二級 "																								8							
	33 一級造園施工管理技士			8*	8*	8*	8*		8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*		8*			8*		9	8*	8*	8*	8*	8*		
	3D 一級造園施工管理技士補			8*	8*	8*	8*		8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*		8*			8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*		
	34 二級造園施工管理技士			8	8	8	8		8	8	8			8	8		8	8		8			8		8	8	8	8	8	8		
	3E 二級造園施工管理技士補			8	8	8	8		8	8	8			8	8		8	8		8			8		8	8	8	8	8	8		
	建築士法 免許証	37 一級建築士	9	9			9			9	9											9										
		38 二級 "			8				8		8											8										
		39 木造 "			8																											
技術士法 登録証	41 建設・総合技術監理(建設)*2	9			9			9				9	9												9				9			
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)	9			9			9				9	9												9				9			
	43 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	9			9																											
	44 電気電子・総合技術監理(電気電子)							9																9								
	45 機械・総合技術監理(機械)																						9									
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・ 総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									9													9									
	47 上下水道・総合技術監理(上下水道)									9																			9			
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・ 総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)									9																		9		9		
	49 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	9			9									9																		
	50 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																										9					
	51 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	9			9																						9					
	52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									9																						
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									9																			9			
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)									9																			9		9	

コード	資格区分 (必要な実務経過年数)	建設業の種類 ※太枠は指定建設業																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気事業法 電気工事士法	55	第一種電気工事士																												
	56	第二種 " [3年]																												
	58	電気主任技術者(第一種～第三種)[5年]																												
	59	電気通信主任技術者[5年]																					8							
	35	工事担任者*3[3年]																					8							
水道法	65	給水装置工事主任技術者[1年]																												
	68	甲種消防設備士																											8	
消防法	69	乙種 "																											8	
	71	建築大工(1級)(2級*4)			8																									
職業能力開発促進法 合格証明書	64	型枠施工(1級)(2級*4)			8	8																								
	72	左官(1級)(2級*4)			8																									
	57	とび・とび工(1級)(2級*4)				8																								8
	73	コンクリート圧送施工(1級)(2級*4)				8																								
	66	ウエルポイント施工(1級)(2級*4)				8																								
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)(2級*4)																												
	75	給排水衛生設備配管(1級)(2級*4)																												
	76	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工(1級)(2級*4)																												
	70	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)(1級)(2級*4)					8									8														
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)(2級*4)									8																			
	78	築炉・築炉工(1級)(2級*4)・れんが積み									8																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・ コンクリート積みブロック施工(1級)(2級*4)				8					8																			
	80	石工・石材施工・石積み(1級)(2級*4)				8																								
	81	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・ 製缶(1級)(2級*4)																												
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て 作業」)(1級)(2級*4)										8																		
	83	工場板金(1級)(2級*4)															8													
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・ 板金工「建築板金作業」(1級)(2級*4)					8										8													
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)(2級*4)															8													
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)(2級*4)					8																							
	87	ガラス施工(1級)(2級*4)															8													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)(2級*4)																8												
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)(2級*4)																8												
	90	金属塗装・金属塗装工(1級)(2級*4)																8												
	91	噴霧塗装(1級)(2級*4)																8												
	67	路面標示施工															8													
	92	畳製作・畳工(1級)(2級*4)																			8									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・ 床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)(2級*4)																			8									
	94	熱絶縁施工(1級)(2級*4)																					8							
	95	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・ カーテンホル施工・サッシ施工(1級)(2級*4)																								8				
	96	造園(1級)(2級*4)																												
	97	防水施工(1級)(2級*4)																		8										
	98	さく井(1級)(2級*4)																								8				
	民間資格	61	地すべり防止工事[1年]				8																				8			
		40	登録基礎ぐい工事				8																							
		62	建築設備士[1年]																											
63		計装(1級)[1年]																												
60	解体工事																												8	
36	基幹技能者*7	※各業種に対応する登録基幹技能者講習については、58ページを御参照ください。																												
その他	99	上記コード11～98に該当しないもの ※実務経過年数緩和、大臣特別認定、専修学校卒業等が該当			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

※ 資格区分の欄に資格名に続けて[年数]が記載されている場合、当該資格取得後に記載年数の実務経験が必要です(別途、指導監督的実務経験も必要です)。

\*1 解体工事については、平成27年度までの合格者に対しては、合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

\*2 解体工事については、合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

\*3 「総合通信」の資格者証、又は「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」両方の資格者証の交付を受けた者に限ります。  
また、令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

\*4 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上(平成16年4月1日時点で合格していた者は合格後1年以上)の実務経験が必要です。

\*5 「8※」とある箇所については、左記の資格区分に合格した後その建設業の種類について3年以上の実務経験を有し、かつ指導監督的実務経験も有することが必要です。

\*6 「8○」とある箇所については、左記の資格区分に合格した後その建設業の種類について5年以上の実務経験を有し、かつ指導監督的実務経験も有することが必要です。

\*7 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、  
当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務